

愛知県企業庁発注工事における  
総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

令和7年4月  
愛知県企業庁

## 目 次

1	総合評価落札方式の適用及び形式等について	……	1
2	入札参加資格について	……	1
3	落札者決定基準について	……	1
3-1	評価項目	……	1
(1)	技術提案に関する事項	……	1
(2)	企業の技術力に関する事項	……	2
(3)	配置予定技術者の能力に関する事項	……	6
(4)	地域精通度地域貢献度に関する事項	……	7
3-2	加算点	……	10
3-3	落札者の決定方法	……	10
4	共同企業体の取扱いについて	……	10
5	加算点の申告について	……	10
6	技術提案の履行確認等について	……	11
7	入札結果の公表について	……	11
	【別紙1】総合評価落札方式の適用及び形式選定基準	……	12
	【別紙2】令和7年度愛知県企業庁総合評価落札方式の標準加算点表	……	13
	【別紙3】「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関	……	16
	【別紙4、5】		
	共同企業体で入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い	……	17
	【別紙6】入札執行調書（標準型、簡易型）	……	19
	【別紙7】入札執行調書（特別簡易型）	……	20

## 1 総合評価落札方式の適用及び形式等について

一般競争入札における総合評価落札方式の適用及び形式等については、【別紙1】のとおりとする。

## 2 入札参加資格について

入札参加者の技術的能力について、発注工事と同業種の工事実績がある場合において、過去2年間の愛知県企業庁発注工事における工事成績平均が60点以上であること、すなわち非指名措置を受けていないこととする。

## 3 落札者決定基準について

政府調達に関する協定（WTO）案件を除き、標準型、簡易型及び特別簡易型の落札者決定基準は、原則として以下のとおりであるが、発注工事ごとの正式な落札者決定基準については、公告文の内容とする。

なお、本ガイドラインに記載されている愛知県の各組織については令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとする。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含まないものとする。

### 3-1 評価項目

#### (1) 技術提案に関する事項

##### 【標準型】

ア 技術提案の内容は、総合的なコスト低減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応又は技術提案に係る具体的な施工計画に関する「技術提案」とし、課題数は2～3題とする。

イ 評価の基準としては、評価項目の設定理由を踏まえて品質向上等に繋がる工夫のポイントが記述され、かつその工夫及び提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果及び効用等の優位性があることに対して評価する。

ウ 評価方法については、絶対評価方式又は相対評価方式として行う。

##### 【簡易型】

ア 技術提案の内容は、工程管理、材料等の品質管理、施工上の課題又は施工上特に配慮すべき事項に関する「簡易な施工計画」とし、課題数は1～2題とする。

イ 評価の基準としては、標準案の確実な履行のために、現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的で工夫等が見られかつ履行確認できる場合又は具体的かつ履行確認できる場合に評価する。

ウ 評価方法については、絶対評価方式又は相対評価方式として行う。

## (2) 企業の技術力に関する事項

### ア 企業評価対象工事の施工実績

- (ア) 過去15年間<sup>※1</sup>の施工実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去15年間<sup>※1</sup>に加えて当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。
- (イ) この評価対象工事については、当該工事の全部又は代表的な（主たる）工種又は工法とし、公告文に掲げる規模とする。
- (ウ) この評価対象工事は、公共工事（国及び地方公共団体（特殊法人等<sup>※2</sup>含む。）が発注した工事とする。以下同じ。）を対象とする。ただし、建築工事は民間工事を対象とする場合がある。
- (エ) 県内にある営業所（主たる営業所含む。以下同じ。）が行った実績は、県外で行ったものを含めてすべて認める。県外の営業所で行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合にのみ評価する。
- (オ) 元請での施工実績のみを対象とする。

※1 評価対象期間は変更することがある。

※2 参考「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」（【別紙3】参照）

### イ 工事成績

- (ア) 愛知県企業庁発注工事の成績とする。
- (イ) 過去10年間において、任意の工事成績3件の平均点を用いて評価する。  
なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。ただし、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。
- (ウ) 評定範囲の下限を76点、上限を84点以上とする。
- (エ) 平均点の算出にあたって受注実績が3件に満たない場合は、不足する工事成績を75点として計算する。

### ウ 優良工事表彰

- (ア) 愛知県発注工事（「愛知県企業庁」、「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」、「愛知県農業水産局又は農林基盤局」の発注工事に限る。）で表彰された優良工事表彰2件までを対象とする。
- (イ) 優良工事表彰の実績は、過去10年間の実績を評価する（表彰状の日付で判断する。）。  
なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年度に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。

### エ 中長期的な担い手の確保 [土木型・建築型のみ]

- (ア) 過去2年間における、県内に主たる営業所のある会社の正規社員（採用時に29歳以下の若手技術者）の雇用実績を評価する。  
なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までとする。
- (イ) 該当する正規社員については同一企業での再雇用は認めない。また、落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要である。
- (ウ) 技術者の定義として建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国交省令で定める学科）又は建施工技術検定規則第5条第1項第六号、同条第2項第一号ハ、同項第二号ハ、同項第三号ハ及び同項第四号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とする。

### 対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター
2 級土木施工管理技術検定試験	
1 級管工事施工管理技術検定試験	
2 級管工事施工管理技術検定試験	
1 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
2 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
1 級造園施工管理技術検定試験	
2 級造園施工管理技術検定試験	
1 級建設機械施工技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会
2 級建設機械施工技術検定試験	
1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
2 級建築施工管理技術検定試験	
1 級電気工事施工管理技術検定試験	
2 級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認

### オ 国家資格等の取得者 [土木型・建築型のみ]

- (ア) 過去5年間の正規社員における国家資格等の取得者の有無について評価する。  
 なお、評価対象期間については、前年度までの過去5年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までとする。
- (イ) 国家資格等は建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）を対象とする。なお、同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験は問わない。  
 また、当該工事と同業種に限定するものではない。
- (ウ) 県内に主たる営業所のある会社の正規社員として入社後に取得した国家資格等で、落札者決定時点でその正規社員の雇用が継続していることが必要である。
- (エ) 国家資格等の種類に応じた合格証明書（合格通知書含む。）、免許の登録、免状の交付又は資格者証の交付等の日付が該当期間内のものを認める。

国家資格等一覧(建設業法施行規則第7条の3第2号関係)

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書 (合格通知書含む)	1級建設機械施工士		
		2級建設機械施工士(第一種～第六種)		
		1級土木施工管理士		
		2級土木施工管理士	種別 土木 鋼構造物塗装 薬液注入	
		1級建築施工管理士		
		2級建築施工管理士	種別 建築 躯体 仕上げ	
		1級電気工事施工管理士		
		2級電気工事施工管理士		
		1級電気通信工事施工管理士		
		2級電気通信工事施工管理士		
		1級管工事施工管理士		
		2級管工事施工管理士		
		1級造園施工管理士		
		2級造園施工管理士		
		建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士
				2級建築士
				木造建築士
技術士法「技術士試験」	合格証	建設・総合技術監理(建設)		
		建設「鋼構造及びびコンクリート」、総合技術監理(建設「鋼構造及びびコンクリート」)		
		農業「農業土木」、総合技術監理(農業「農業農村工学」)H30迄の「農業土木」を含む		
		電気電子・総合技術監理(電気電子)		
		機械・総合技術監理(機械)		
		機械「熱・動力エネルギー機器」、総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」)H30迄の「熱工学」を含む		
		機械「流体機器」、総合技術監理(機械「流体機器」)H30迄の「流体工学」を含む		
		上下水道・総合技術監理(上下水道)		
		上下水道「上下水道及び工業用水道」、総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)		
		水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」)		
		森林「林業・林産」、総合技術監理(森林「林業・林産」)H30迄の「林業」を含む		
		森林「森林土木」、総合技術監理(森林「森林土木」)		
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		
		衛生工学「水質管理」、総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		
衛生工学「廃棄物・資源循環」、総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)H30迄の「廃棄物監理」を含む				
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士 第2種電気工事士		
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者(1種・2種・3種)		
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者		
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者		
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士		
		乙種消防設備士		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工		
		左官		
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工		
		ウェルポイント施工		
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管		
		給排水衛生設備配管		
		配管・配管工		
		建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)		
		タイル張り・タイル張り工		
		築炉・築炉工・れんが積み		
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		
		石工・石材施工・石積み		
		鉄工・製罐		
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)		
		工場板金		
		建築板金・板金(選択科目「建築板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)		
		板金・板金工・打出し板金		
		かわらぶき・スレート施工		
		ガラス施工		
		塗装・木工塗装・木工塗装工		
		建築塗装・建築塗装工		
		金属塗装・金属塗装工		
		噴霧塗装		
		路面標示施工		
		畳製作・畳工		
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		
		熱絶縁施工		
		建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工		
		造園		
		防水施工		
		さく井		
		その他		地すべり防止工事士
				建築設備士
一級計装士				
基礎施工士				
		解体工事施工士		

#### カ ICT活用工事の取組実績 [土木型のみ]

過去1年間における、愛知県発注工事（「愛知県企業庁」、「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」、「愛知県農業水産局又は農林基盤局」の発注工事に限る。）における取組実績（ICT建設機械による施工に限る。）を対象とし、発行された取組証の日付が当該期間内のものを評価する。

なお、評価対象期間については、前年度に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までとする。

#### キ ISO9001認証取得の有無

(ア) 企業のISO9001認証の取得状況を評価する。原則として、今回の入札に参加する営業所が認証されていることを評価する。

(イ) 設備系工事などは認定部門で指定し、営業所の認証までは求めないことがある。

### (3) 配置予定技術者の能力に関する事項

#### ア 技術者評価対象工事の施工実績

- (ア) 特別簡易型、簡易型及び標準型については、過去15年間<sup>※1</sup>の施工実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去15年間<sup>※1</sup>に加えて当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。
- (イ) この評価対象工事については、当該工事の全部又は代表的な（主たる）工種又は工法とし、公告文に掲げる規模とする。
- (ウ) この評価対象工事は、公共工事（国及び地方公共団体（特殊法人等<sup>※2</sup>含む。）が発注した工事とする。以下同じ。）を対象とする。ただし、建築工事は民間工事を対象とする場合がある。
- (エ) 元請けとして行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求める。工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ主要工種に直接従事したと企業庁が認めた場合は実績経験を認める。  
なお、工場製作が伴う場合は、現場作業期間の半分以上かつ主要工種に直接従事した者の実績を認める。

※1 評価対象期間は変更することがある。

※2 参考「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」（【別紙3】参照）

#### イー1 工事成績 [技術者評価対象工事施工実績]

- (ア) 過去10年間に配置予定技術者が担当した愛知県企業庁が発注した技術者評価対象工事（ア（イ）、（ウ）参照）とする。  
なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。ただし、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。
- (イ) 評定範囲の下限を76点、上限を84点以上とする。
- (ウ) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を評価する。工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した者の実績を認める。  
なお、工場製作を伴う場合は、現場作業期間の半分以上かつ完了時まで従事した者の実績を認める。

#### イー2 工事成績 [上記以外の愛知県発注工事]

- (ア) 過去10年間に配置予定技術者が担当した上記（イー1）以外の愛知県発注工事（「愛知県企業庁」、「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」、「愛知県農業水産局又は農林基盤局」の発注工事に限る。）とする。なお、評価対象期間については、イー1のとおりとする。
- (イ) 評定範囲の下限を80点、上限を85点以上とする。
- (ウ) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績については、イー1のとおりとする。

#### (4) 地域精通度地域貢献度に関する事項

##### アー１ 地域内での主たる営業所、営業所の所在の有無〔土木型・建築型〕

- (ア) 建設業の許可を登録している主たる営業所又は営業所が工事場所の近く（地域内）にあることを評価する。ただし、その営業所で発注工事と同業種の営業が認められているものに限る。
- (イ) 地域内の範囲については、事務所管内又は市町村により指定する。
- (ウ) 工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価するものとする。

##### アー２ 主たる営業所の所在地〔設備型〕

建設業の許可を登録している主たる営業所が工事場所の近く（県内又は地域内）にあることを評価する。ただし、その営業所で発注工事と同業種の営業が認められているものに限る。

##### イー１ 応急復旧工事の実績等の有無〔土木型・建築型〕

- (ア) 過去５年以内又は過去５年より前で過去１０年以内の応急復旧工事の実績等について評価する。  
なお、過去５年以内における実績の評価対象期間については、前年度までの過去５年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。
- (イ) 応急復旧工事の実績については、県水道事務所での応急工事請書による工事であることを評価する（応急業務委託請書の実績も評価する）。
- (ウ) 応急復旧工事業者選定実績については、県水道事務所との応急復旧に関して選定を受けていることを評価する。
- (エ) 大規模災害時の活動に関する協定の締結については、県水道事務所との協定を評価する。
- (オ) 災害時における応急給水支援に関する協定については、企業庁と協定を締結している「愛知県管工事業協同組合連合会」の会員となっている組合に所属している場合に評価する。

##### イー２ 応急復旧工事の実績等の有無〔管製作接合型〕

- (ア) 過去３年間の応急復旧工事の実績等について評価する。なお、実績の評価対象期間については、前年度までの過去３年間に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。
- (イ) 応急復旧工事の実績については、県水道事務所での応急工事請書による工事の件数を評価する（応急業務委託請書の実績も評価する）。
- (ウ) 大規模災害時の活動に関する協定の締結については、県水道事務所との協定を評価する。また、災害時における水道資材の供給に関する協定については、企業庁と締結中であることを評価する。
- (エ) 災害時における応急給水支援に関する協定については、企業庁と協定を締結している「愛知県管工事業協同組合連合会」の会員となっている組合に所属している場合に評価する。

##### ウー１ 防災協定等による活動実績の有無〔土木型〕

- (ア) 現在の防災協定等の締結状況の評価する。また、過去２年間（包括協定の場合は３年間）の防災協定等による活動の実績についても評価する。  
なお、活動実績の評価対象期間については、前年度までの過去２年間（又は３年間）に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までを含むものとする。
- (イ) 防災協定等の締結状況については、愛知県建設局又は都市・交通局との防災、緊急修繕及び雪氷のいずれかの協定に対して評価する。
- (ウ) 防災協定等（包括協定含む）に基づく活動実績については、現場における実活動を対象とする。
- (エ) 防災協定等は、公共土木施設<sup>\*3</sup>にかかるものとする。

(オ) 防災協定等(包括協定含む)に基づく防災訓練の有無については、前年度1年間の実績について評価する。

※3 公共土木施設とは「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる「河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園」の各施設をいう。

## ウー2 応急修理等に関する協定の状況 [建築型]

愛知県との災害時における被災住宅の応急修理に関する協定又は災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する協定の締結状況を評価する。

## ウー3 愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の状況 [建築型]

(ア) 愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無を評価する。

(イ) 登録者は当該企業の正規社員、常勤役員とする。

## エ ISO14001認証取得の有無

企業のISO14001認証の取得状況を評価する。原則として、今回の入札に参加する営業所が認証されていることを評価する。

## オ 女性の活躍促進への取組の有無

(ア) 愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「あいち女性輝きカンパニー認証書」に記載の認証年月日又は「女性の活躍促進宣言受理証明書」に記載の受理日が、入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのものを認める。

(イ) 女性活躍推進法に基づく認定(「えるぼし認定」又は「プラチナえるぼし認定」)については、都道府県労働局が発行する「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」に記載の通知年月日が、入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのものを認める。

## カ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業での活動実績の有無

前年(1月1日から12月31日まで)の活動であり、かつ活動報告書が翌年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものについて評価する。

## キ 休み方改革への取組実績の有無[土木型・設備型・管製作接合型]

(ア) 完全週休2日・月単位の週休2日工事の取組実績

愛知県企業庁発注工事での競争参加資格と同業種における取組実績を対象とし、発行された取組証に記載されている引渡し年月日が評価対象期間内のものを評価する。

なお、評価対象期間については、前年度に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までとする。

(イ) 休み方改革マイスター企業認定

技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。

## ク 休み方改革の取組実績の有無[建築型]

(ア) 週休2日工事取組実績

愛知県発注工事(「愛知県企業庁」、「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」、「愛知県農業水産局又は農林基盤局」の発注工事に限る。)における取組実績を対象とし、発行された取組証に記載されている引渡し年月日が評価対象期間内のものを評価する。なお、評価対象期間については、前年度に加えて、当該工事の入札参加申込書兼技術資料を提出する日の前日までとする。

(イ) 休み方改革マイスター企業認定

技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改

革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であることを認める。なお、認定区分は問わない。

### 3-2 加算点

各評価項目の加算点は、【別紙2】「愛知県企業庁総合評価落札方式の標準加算点表」及び別表1～2のとおりとする。

### 3-3 落札者決定の方法

入札参加資格等をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法は、①式で行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点}^{※4} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \dots \text{①}$$

ただし、入札価格が愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格を下回る場合は、入札価格にかえて据置価格を代入した②式で計算する（2億円以上かつWTO適用基準額未満の設備工事（機械、電気及び電気通信等）を除く。）。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{据置価格}^{※5} \div \text{予定価格}) \dots \text{②}$$

※4 標準点は100点とする。

※5 据置価格は、基準価格と同じとする。また、WTO案件の設備工事は基準価格を失格判断基準相当額（失格判断基準の合計）に読み替える。

## 4 共同企業体の取扱い

評価項目ごとの共同企業体の取扱いについては、【別紙4】、【別紙5】とする。

## 5 加算点の申告について

- (1) 評価項目「企業の技術力に関する事項」、「配置予定技術者の能力に関する事項」及び「地域精進度地域貢献度に関する事項」の加算点については、入札参加者が加算点申告表を作成し、参加申込と同時に提出するものとする。
- (2) 「技術提案に関する事項」の加算点（標準型及び簡易型のみ）に加算点申告表の加算点を足した合計加算点と入札価格から各入札参加者の評価値を計算し、評価値が最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- (3) 落札候補者のみ事後審査を行う。
- (4) 落札候補者となり、事後審査によって過大な加算点となっている評価項目が判明した場合は、ペナルティーとしてその評価項目について、審査した加算点<sup>※6</sup>から減点を行うものとする。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりとする。ただし、入札参加者の申告した加算点が過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しはしないものとする。なお、申告した加算点の記載がなかった場合は、その評価項目は0点とみなす。

$$\text{減点} = \text{入札参加者が申告した加算点} - \text{審査した加算点}^{※6}$$

※6 審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点である。

[計算例]

例1) 審査した加算点1点、入札参加者が申告した加算点2点

$$\text{減点} = 2 \text{点} - 1 \text{点} = 1 \text{点}$$

例2) 審査した加算点1点、入札参加者が申告した加算点3点

$$\text{減点} = 3 \text{点} - 1 \text{点} = 2 \text{点}$$

## 6 技術提案の履行確認等について

- (1) 原則として、技術提案書のとおり施工するものとする。ただし、施工することが望ましくないとして監督員があらかじめ指示した内容については施工してはならない。
- (2) 監督及び検査により技術提案の履行の確認を行う（履行確認の方法は、あらかじめ監督員と請負者で協議して定めるが、提案項目ごとの最初の確認は原則として立会確認とする。）。
- (3) 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合は、再度の施工をしなければならない。しかし、再度の施工が困難あるいは合理的でない等の理由で不履行が確定した場合、工事成績点の減点に加えて契約金額の減額を行うものとする。ただし、契約金額の減額は、原則として標準型において評価された技術提案が不履行となった場合に限る。
- (4) 工事成績点は10点を限度に提案数に対する不履行の割合で減点する。

### [簡易型・標準型]

例1) 提案数が2で不履行が1のとき 減点=10点×1÷2=5.0点

例2) 提案数が3で不履行が1のとき 減点=10点×1÷3=3.3点

例3) 提案数が3で不履行が2のとき 減点=10点×2÷3=6.6点

(小数第2位を切り捨て)

- (5) 契約額の減額は次式による。[標準型]

$$\text{減額} = \text{契約額} \times \left( 1 - \frac{100 + \text{不履行時の加算点}^{※7}}{100 + \text{契約時の加算点}} \right)$$

※7 不履行時の加算点は、不履行となった技術提案の評価点相当分をマイナスした合計加算点とする。

## 7 入札結果の公表について

落札者決定後は各入札者の得点を【別紙6】、【別紙7】により公表する。

なお、技術評価点の値に対して、書面（任意様式）により説明を求めることができるものとする。

【別紙 1】

愛知県企業庁発注工事の一般競争入札における総合評価落札方式の適用について  
 下記「総合評価落札方式の適用及び形式選定基準」のとおりとする。

総合評価落札方式の適用及び形式選定基準

落札方式	予定価格	形式	種別
総合評価 落札方式	1千万円以上	特別簡易型	土木型、建築型、設備型、管製作接合型
	2億円以上	特別簡易型	土木型、建築型、設備型、管製作接合型
		簡易型	土木型、建築型、設備型、管製作接合型
		標準型（工事難易度の高いもの）	土木型、建築型、設備型、管製作接合型

注) 上表以外（価格競争）は、総合評価落札方式の適用が不適当な工事又は予定価格5千万円未満の簡易な工事とする。

注) 工事の内容に応じては、予定価格によることなく、高度な形式に変更することができる。

注) 上表以外の総合評価落札方式については、愛知県企業庁総合評価審査委員会に諮り審査する。

注) 形式の分類

形式	審査内容	評価項目
特別簡易型	施工実績や工事成績などから施工の適切性・確実性を評価する工事	企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度
簡易型	特別簡易型の審査に加え、品質・出来形管理、工期短縮、安全対策又は環境対策等に関する簡易な施工計画を求め、標準案に対する施工能力等の技術力を評価する工事	簡易な施工計画（1～2項目） 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度
標準型	特別簡易型の審査に加え、工事目的物の性能・機能に関する技術提案等を求め、工事品質をより向上させる高度な技術力を評価する工事	技術提案（2～3項目） 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度

注) 種別の分類

種別	適用
土木型	土木工事全般に適用する。
建築型	建築工事全般に適用する。
設備型	設備工事、鋼構造物工事及び土木型、建築型の適用が不適当なものに適用する。
管製作接合型	送水管又は配水管等管製作接合工事に適用する。

【別紙2】

令和7年度愛知県企業庁総合評価落札方式の標準加算点表

対象業種：土木、建築、舗装、しゅんせつ、造園、鋼構造物、とび・土工、塗装、土木系設備（機械、電気、電気通信）														
形式		標準型				簡易型				特別簡易型				備考
対象金額		2億円以上 (工事難易度の高いもの)				2億円以上				1千万円以上				
種別		土木型 建築型		設備型 管製作接合型		土木型 建築型		設備型 管製作接合型		土木型 建築型		設備型 管製作接合型		
加算点		▲50.5(60.5) ◇49.5(59.5)		□43.5(53.5) △43.5(53.5)		▲40.5(50.5) ◇39.5(49.5)		□33.5(43.5) △33.5(43.5)		▲30.5 ◇29.5		□23.5 △23.5		
評価値計算		除算方式				除算方式				除算方式				
評価項目及び配点		項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	
技術提案	技術提案	○	20(30)	○	20(30)									項目数2(3)
	簡易な施工計画					○	10(20)	○	10(20)					項目数1(2)
企業の技術力	施工実績	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	
	優良工事表彰	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	中長期的な担い手の確保	○	1			○	1			○	1			
	国家資格等の取得者	○	1			○	1			○	1			
	ICT活用工事の取組実績	(▲)	(1)			(▲)	(1)			(▲)	(1)			
	ISO9001取得	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	
小計		12.5~13.5		10.5		12.5~13.5		10.5		12.5~13.5		10.5		
配置予定技術者の能力	施工実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	
	小計		7		7		7		7		7		7	
地域精進地域 貢献度	営業所の所在有無	○	1	(□)	(2)	○	1	(□)	(2)	○	1	(□)	(2)	
	応急復旧工事施工実績等	○	3	(△)	(2)	○	3	(△)	(2)	○	3	(△)	(2)	
	防災協定等及び活動実績	(▲)	(2)			(▲)	(2)			(▲)	(2)			
	応急修理等に関する協定	(◇)	(1)			(◇)	(1)			(◇)	(1)			
	応急危険度判定士の登録	(◇)	(1)			(◇)	(1)			(◇)	(1)			
	ISO14001取得	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	
	女性の活躍促進への取組	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
	安全なまちづくりと交通安全の推進	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	
	休み方改革の取組実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	小計		10		5		10		5		10		5	
別表		別表1		別表2		別表1		別表2		別表1		別表2		

注) WTOの案件は除く。

注) 土木型・建築型の▲の項目は、土木工事の場合のみ評価する。◇の項目は、建築工事の場合のみ評価する。

注) 設備型、管製作接合型の□の項目は、設備型の場合のみ評価する。△の項目は、管製作接合型の場合のみ評価する。

注) 上記以外については、愛知県総合評価審査委員会に諮り審査する。

# 別表 1

令和7年度 配点  
【種別】土木型・建築型

形式	評価項目	加算点(土木型)	加算点(建築型)
標準型	A①+B+C+D	50.5(60.5)	49.5(59.5)
簡易型	A②+B+C+D	40.5(50.5)	39.5(49.5)
特別簡易型	B+C+D	30.5	29.5

## A 技術提案

評価項目	点	評価基準と配点
①技術提案※	20(30)	20(30)
②簡易な施工計画	10(20)	10(20)

※難易度の高い工事を対象とする

## B 企業の技術力(13.5点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績(過去15年間)※	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績。工事により評価基準の変更があります。		
②任意の工事実績3件の平均点(過去10年間) ※	5	点≧84は5	84>点≧82は4	82>点≧80は3	80>点≧78は2	78>点≧76は1	左記以外 0	※愛知県企業庁発注工事とする。実績のない工事実績点は75点として計算する。
③優良工事表彰の有無(過去10年間)※	2	企業庁の表彰 2件以上の実績あり 2点	企業庁の表彰と県その他の表彰 各々1件の実績あり 1.5点	企業庁の表彰 1件の実績あり 1点	県その他の表彰 2件以上の実績あり 1点	県その他の表彰 1件の実績あり 0.5点	実績なし 0点	※愛知県発注工事の表彰を対象とする。
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)※	1	若手技術者(29歳以下) の雇用有り 1	無 0	※正規社員が29歳以下の若手技術者の雇用実績。 ※愛知県内に主たる営業所のある会社の県内外営業所の雇用について評価します。				
⑤国家資格等の取得の有無(過去5年間)※	1	取得者あり 1点	取得者なし 0点	※正規社員における国家資格等の取得の有無を評価する。				
⑥ICT活用工事の取組実績(過去1年間)※	1	実績あり 1点	実績なし 0点	※愛知県発注工事の取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象				
⑦ISO9001認証取得の有無	0.5	取得あり 0.5	無 0					

## C 配置予定技術者の能力(7点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①技術者評価対象工事の施工実績(過去15年間)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験	2	実績あり 2	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(原則として民間除く。)				
②-1 技術者評価対象工事施工実績(過去10年間の最上位成績点)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験	5	点≧84は5	84>点≧82は4	82>点≧80は3	80>点≧78は2	78>点≧76は1	左記以外 0	※愛知県企業庁発注工事とする。
②-2 上記工事以外の工事実績(過去10年間の最上位成績点)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験		点≧85は3	85>点≧82は2	82>点≧80は1	左記以外 0		※愛知県発注工事とする。	

※1両者合計で最大5点とする。

## D 地域精通度地域貢献度(9~8点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①営業所の所在の有無	1	同一市町村又は事務所管内 1	左記以外 0				
②大規模災害時に関する協定締結の状況、愛知県企業庁の水道事務所での応急復旧工事請書による応急復旧工事実績の有無(過去5年以内に2件以上又1件、過去5年より間で過去10年以内)、応急復旧工事依頼業者への選定実績の有無(過去5年間)、愛知県企業庁と災害時における応急給水支援に関する協定の締結状況※	3	愛知県企業庁と大規模災害時の活動に関する協定の締結中 0.5	左記以外 0		※4項目合わせ最大3点とする。		
		応急復旧工事実績あり(過去5年以内に2件以上) 2	応急復旧工事実績あり(過去5年以内に1件) 1.5	応急復旧工事実績あり(過去5年より前で過去10年以内) 1		左記以外 0	
		愛知県企業庁の応急復旧工事業者選定実績あり 0.5	左記以外 0			左記以外 0	
③防災協定等の協定締結状況、愛知県建設局又は都市・交通局との協定に基づく活動実績(過去2年間)、愛知県建設局との包括協定に基づく活動実績(過去3年間)、上記の各防災協定等に基づく防災訓練(前年度1年間)(注:土木型のみ設定する)	2	愛知県建設局等 <sup>※</sup> との協定締結中 0.5	左記以外 0				
		愛知県建設局等 <sup>※</sup> での4件以上の活動実績 1	愛知県建設局等 <sup>※</sup> での2件以上の活動実績 0.5	左記以外 0			
		愛知県建設局等 <sup>※</sup> での2件以上の防災訓練実績 0.5	左記以外 0				
③-1 応急修理等に関する協定の状況(注:建築型のみ設定する)	1	協定を締結中 1	該当なし 0				
③-2 愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無(注:建築型のみ設定する)	1	登録者あり 1	該当なし 0				
④ISO14001認証取得の有無	0.5	取得あり 0.5	無 0				
⑤女性の活躍促進への取組の有無※	1	あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定あり 1	女性の活躍促進宣言の実施あり 0.5	左記以外 0		※最大1点とする。	
⑥愛知県安全なまづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業での活動実績の有無(過去1年間)	0.5	活動実績あり 0.5	無 0				
⑦休み方改革への取組実績の有無(注:土木型に設定する)	2	完全週休2日工事の実績あり 2	月単位の週休2日工事の2件 実績あり 2	月単位の週休2日工事の1件 実績あり 1	休み方改革マイスター企業認定証あり 0.5	無 0	※愛知県企業庁発注の同業種工事の取組実績を対象とする。いずれか最大2点とし、加算点の合算はしない。
⑦-1 休み方改革への取組実績の有無(注:建築型に設定する)	2	週休2日(制)工事の2件実績あり 2	週休2日(制)工事の1件実績あり 1	休み方改革マイスター企業認定証あり 0.5		無 0	※愛知県発注工事の取組実績を対象とする。いずれか最大2点とし、加算点の合算はしない。

注:発注工事毎の詳細については、公告文で確認して下さい。

## 別表2

令和7年度 配点

【種別】設備型・管製作接合型

形式	評価項目	加算点(設備型)	加算点(管製作接合型)
標準型	A①+B+C+D	43.5(53.5)	43.5(53.5)
簡易型	A②+B+C+D	33.5(43.5)	33.5(43.5)
特別簡易型	B+C+D	23.5	23.5

### A 技術提案

評価項目	点	評価基準と配点
①技術提案※	20(30)	20(30)
②簡易な施工計画	10(20)	10(20)

※難易度の高い工事を対象とする

### B 企業の技術力(10.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績(過去15年間)※	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。	
②任意の工事成績3件の平均点(過去10年間) ※	5	点 $\geq$ 84は5	84 $>$ 点 $\geq$ 82は4	82 $>$ 点 $\geq$ 80は3	80 $>$ 点 $\geq$ 78は2	78 $>$ 点 $\geq$ 76は1	左記以外 0
④優良工事表彰の有無(過去10年間)※	2	企業庁の表彰 2件以上の実績あり 2点	企業庁と県その他の表彰 各々1件の実績あり 1.5点	企業庁の表彰 1件の実績あり 1点	県その他の表彰 2件以上の実績あり 1点	県その他の表彰 1件の実績あり 0.5点	実績なし 0点
⑤ISO9001認証取得の有無	0.5	取得あり 0.5	無 0				

※愛知県企業庁発注工事とする。実績のない工事成績点は75点として計算する。(鋼橋製作架設工事以外)

※愛知県発注工事の表彰を対象とする。

### C 配置予定技術者の能力(7点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①技術者評価対象工事の施工実績(過去15年間)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験	2	実績あり 2	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。			
②-1 技術者評価対象工事施工実績の工事成績(過去10年間の最上位成績点)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験	5	点 $\geq$ 84は5	84 $>$ 点 $\geq$ 82は4	82 $>$ 点 $\geq$ 80は3	80 $>$ 点 $\geq$ 78は2	78 $>$ 点 $\geq$ 76は1	左記以外 0
②-2 上記工事以外の工事成績(過去10年間の最上位成績点)※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の従事経験		点 $\geq$ 85は3	85 $>$ 点 $\geq$ 82は2	82 $>$ 点 $\geq$ 80は1	左記以外 0		

※ 愛知県企業庁発注工事とする。

※ 愛知県発注工事とする。

※ ↑ 両者合計で最大5点とする。

### D 地域精進度地域貢献度(5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①営業所の所在の有無(注:設備型の場合のみ設定する。)	2	指定地域内 2	愛知県内 1	左記以外 0			
②大規模災害時に関する協定等の締結状況、水道事務所での応急復旧工事実績の有無(過去3年間)、愛知県企業庁と災害時における応急給水支援に関する協定の締結状況(注:管製作接合型の場合のみ設定する。)	2	愛知県企業庁と大規模災害時に関する協定等の締結中 0.5			左記以外 0		
		応急復旧工事 11件以上の実績あり 1.5	応急復旧工事 6~10件の実績あり 1	応急復旧工事 1~5件の実績あり 0.5	左記以外 0		
		愛知県企業庁と災害時における応急給水支援に関する協定の締結中 0.5			左記以外 0		
③ISO14001認証取得の有無	0.5	取得あり 0.5	無 0				
④女性の活躍促進への取組の有無※	1	あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定あり 1	女性の活躍促進宣言の実施あり 0.5	左記以外 0			※最大1点とする。
⑤愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業での活動実績の有無(過去1年間)	0.5	活動実績あり 0.5	無 0				
⑥休み方改革への取組実績の有無	2	完全週休2日工事の実績あり 2	月単位の週休2日工事の2件 実績あり 2	月単位の週休2日制工事の1件 実績あり 1	休み方改革マイスター企業認定証あり 0.5	無 0	

※3項目合わせ最大2点とする。

※愛知県企業庁発注の同業種工事の取組実績を対象とする。いずれか最大2点とし、加算点の合算はしない。

注:発注工事毎の詳細については、公告文で確認して下さい。

### 【別紙3】

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関  
本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りません。

- 1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
  - (1) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」
  - (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体（一部事務組合）
    - (例) ・名古屋港管理組合（愛知県、名古屋市）
    - ・愛知県競馬組合（愛知県、名古屋市、豊明市）
  - (3) 地方公社
    - ① 地方道路公社法に基づく道路公社
      - (例) 愛知県道路公社（「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー（前田建設工業株式会社中部支店）を含む）、名古屋高速道路公社
    - ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設立した「土地開発公社」
    - ③ 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」
  - (4) 認可（指定）法人
    - 公共（益）施設を設置又は整備する機関で、個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人
      - (例) ・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）
      - ・中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律）
- 2 市町村と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
  - (1) 市町村が設立した特別地方公共団体（一部事務組合）
    - (例) ・△△環境管理組合
  - (2) 個別の法律により市町村が設立した法人
    - (例) ・〇〇市土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律）
    - ・〇〇市住宅供給公社（地方住宅供給公社法）
- 3 上記1及び2以外の法人で、これらと同等の発注機関として認める法人

#### \* 注意事項

- 1 特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- 2 旅客鉄道株式会社各社は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令第1条に規定がないため該当しません。
- 3 自治体が出資している法人（いわゆる第3セクター等）であっても、個別の法令により「公共工事」を発注することが認められる法人に限られます。

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工実績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事表彰	中長期的な担い手確保・国家資格等の取得者	IS09001	I C T活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績	営業所・応急復旧工事等・防災協定等・女性の活躍促進・安全なまちづくり	IS014001	休み方改革への取組実績
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	県内に主たる営業所がある営業所を対象とする	参加する営業所を対象とする	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	制限なし	参加する営業所を対象とする	制限なし
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常JV	単体	経常JVとしての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める		実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める
	特定JV	（注2参照）		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注1) 本件工事ご、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

共同企業体で入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（特定建設工事共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工実績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事表彰	中長期的な担い手確保・国家資格等の取得者	ISO9001	I C T活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績	営業所・応急復旧工事等・防災協定等・女性の活躍促進・安全なまちづくり	IS014001	休み方改革への取組実績
特定JV	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	今回入札JV代表構成員の工事全部を対象とする	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の実績を認める	代表構成員が配置する技術者の、元請工事における監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の実績を認める
	経常JV	出資比率20%以上のものみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のものみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のものみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のものみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のものみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のものみ単体と同様の扱いとして認める

注) 「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。



